

甲斐市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 都市部に生活の拠点を置く住民を、農林業技術等習得のための活動や地域が主催する行事等へ協力する活動を通じ、本市の農業の新たな担い手として育成するとともに、定住又は定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、甲斐市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 農林業の振興に関すること。
- (2) 地域ブランドの確立、発信のための企画及び実施に関すること。
- (3) 地域の情報や魅力の収集、地域資源の掘り起こし等に関すること。
- (4) 地域行事等の支援に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める活動

(協力隊員の要件)

第3条 協力隊の隊員(以下「協力隊員」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条件に該当しない者
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域に生活の拠点を置く住民で、前条に規定する活動(以下「隊員活動」という。)を通じて、本市での定住及び就業を図ろうとする20歳以上40歳以下の者。ただし、委嘱を受ける前に本市に定住若しくは定着しているもの又は本市に住民票の異動が行われているものは、含まない。
- (3) 心身ともに健康で、かつ、意欲と情熱をもって隊員活動を遂行すると認められる者

(協力隊員の身分)

第4条 協力隊員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託職員とする。

(協力隊員の委嘱期間)

第5条 協力隊員の委嘱期間は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、最長3年まで延長することができる。ただし、協力隊の設置後、最初に委嘱される隊員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。

(協力隊員の義務、活動時間、活動日数及び休暇等)

第6条 協力隊員は、隊員活動の対価として報酬の支給を受けるものとする。

- 2 協力隊員は、市長の指示及び指導に従わなければならない。

- 3 協力隊員の活動時間及び期間は、1日当たり7時間45分及び1月当たり20日間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は活動内容において調整が必要と認める場合は、協力隊員の活動時間及び期間を調整することができる。
- 5 協力隊員は、隊員活動に支障のない範囲において、就業活動等ができるものとする。
- 6 協力隊員の休暇は、市と協議のうえ決定するものとする。

(報告等)

第7条 協力隊員は、前条の報酬の支給を受けるため、隊員活動の状況について、甲斐市地域おこし協力隊員活動状況報告書(様式第1号。以下「報告書」という。)及び甲斐市地域おこし協力隊員業務日誌(様式第2号。以下「業務日誌」という。)を1月毎に作成し、市長に報告しなければならない。

- 2 協力隊員は、前項の報告書及び業務日誌(以下「報告書等」という。)を、隊員活動を行った日の属する月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。ただし、3月においては、事業実施年度の3月31日に提出するものとする。

(報酬等)

第8条 協力隊員の報酬額は、甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年甲斐市条例第43号)第2条の規定により、予算の範囲内で市長が定める額とし、支給方法は、同条第4条の規定により支給する。

- 2 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適切と認めるときは、報酬を支給しなければならない。
- 3 協力隊員が公務により出張した場合の旅費は、甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に準じ、支給する。

(活動に関する経費)

第9条 市長は、隊員活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。ただし、1品の取得価格が1万円以上の備品については、その所有権は市に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第10条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の役割)

第11条 市長は、協力隊の活動が円滑に実施できるように、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力隊員の活動に関する調整
- (2) 協力隊員が本市へ定住するための生活支援
- (3) 協力隊員の取組状況、活動の成果等の情報発信

(委嘱の取消し)

第12条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、協力隊員の委嘱を解くことができる。

- (1) 法令若しくは協力隊員の義務に違反し、又は隊員としての活動を怠ったとき。
- (2) 自己の都合により、退任願（様式第3号）の提出があったとき。
- (3) 協力隊員に不良行為が認められたとき。
- (4) 傷病、事故その他特別の理由により、隊員活動の継続ができなくなったとき。
- (5) 許可なく住所を移したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、協力隊の活動に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

住 所
協力隊員氏名 ⑩

甲斐市地域おこし協力隊員活動状況報告書（ 年 月分）

甲斐市地域おこし協力隊設置要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 今月実施した隊員活動等について	農林業技術習得活動	地域行事活動
(1) 活動した具体的な内容をご記入ください。		
(2) その感想（楽しみ、反省点等）をご記入ください。		
2 地域で活動する上で不安や心配事等がありましたら、ご記入ください。		
3 市に対するご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。		

(注1) 協力隊員は、報告書（様式第1号）及び業務日誌（様式第2号）を作成し、翌月5日までに市長に提出してください。

(注2) 隊員活動等に係る実践活動において疑問・要望等がありましたら、市担当者にご連絡ください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

住 所
協力隊員氏名 ⑩

甲斐市地域おこし協力隊員業務日誌

甲斐市地域おこし協力隊設置要綱第7条第1項の規定により提出します。

年 月分の業務日誌は別紙のとおりです。

（業務日誌の作成・提出の注意事項）

- (1)協力隊員は、別紙のとおり、隊員活動等を行った日毎に活動内容を記入してください。
- (2)協力隊員が受入れ事業者の施設等で活動した場合は受入れ事業者の確認印を、協力隊員が地域住民の主催する行事等に参加した場合は行事責任者の確認印を受けてください。
なお、1日の中で活動が異なる場合は、各々の責任者から確認印を受けてください。
- (3)協力隊員は、報告書（様式第1号）及び業務日誌（様式第2号）を作成し、翌月5日までに市長に提出してください。

別 紙

甲斐市地域おこし協力隊員業務日誌

年 月分 (枚目 枚中)

協力隊員氏名

㊞

No.	月日 (曜日)	活 動 時 間	活 動 内 容	確認印
1	月 日 ()	午前 ~	(注3)	(注4)
		午後 ~		
		(注1) (注2)		
2	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
3	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
4	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
5	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
6	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
7	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
8	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
9	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		
10	月 日 ()	午前 ~		
		午後 ~		

(注1) 1日の活動時間をご記入ください。

(注2) 活動日の累積活動時間をご記入ください。

(注3) 実際に活動した内容を可能な限り詳細にご記入ください。

(注4) 活動終了時に、受入れ事業者及び行事責任者から確認印を受けてください。

様式第3号 (第12条関係)

年 月 日

甲斐市長 様

協力隊員氏名 ⑩

退任願い

次により甲斐市地域おこし協力隊員を退任したいので、願います。

退任希望年月日	年 月 日
退任理由	